

# 富里市危険空家除却工事費補助金 (令和8年度)の御案内

空き家を放置すると、地域住民の生活環境に影響を及ぼします。  
富里市では、生活環境の保全を図るため、市内に所在する倒壊のおそれなど、  
著しく危険な状態にある空き家を除却する方に、除却工事費の一部を補助します。

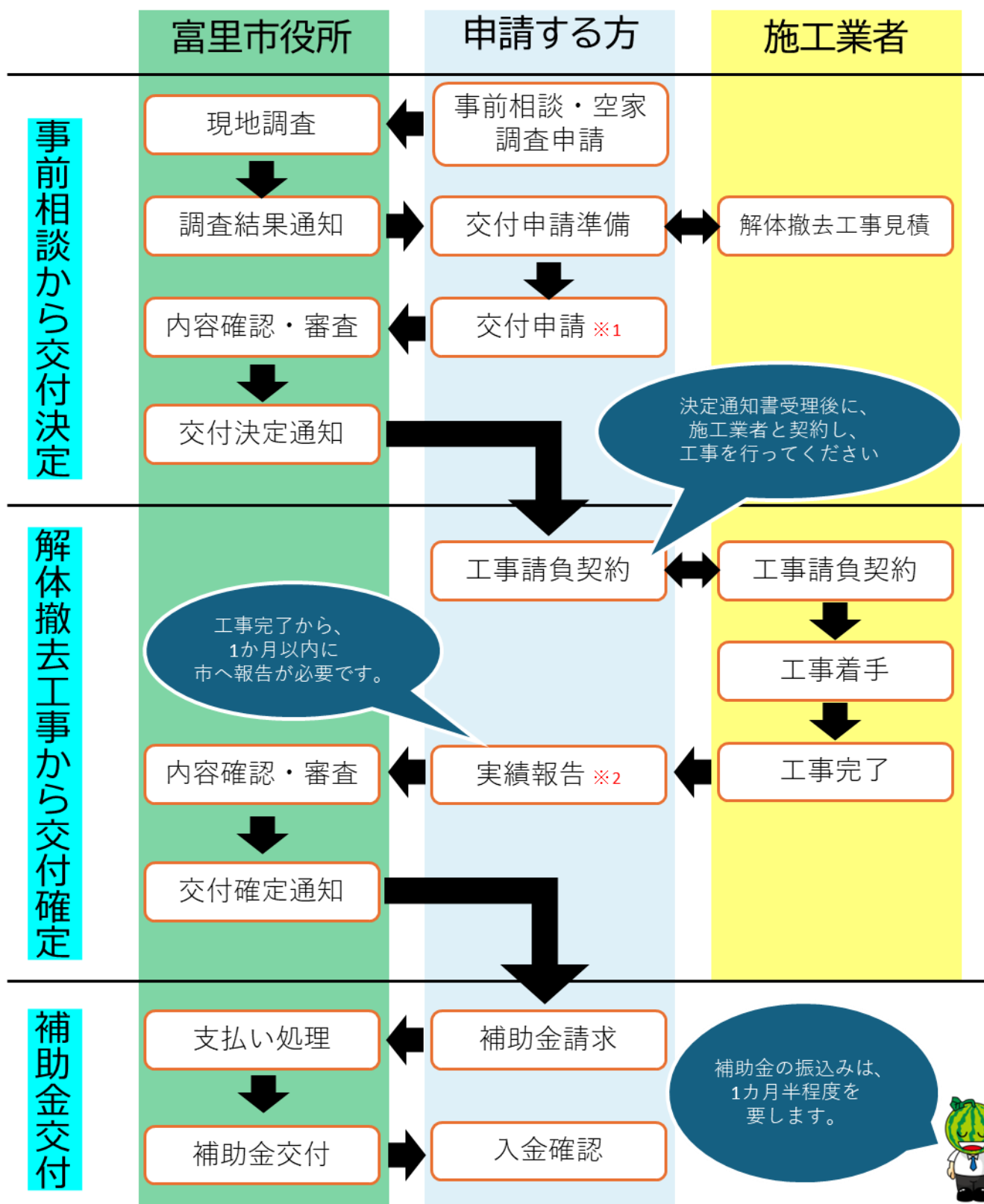
|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 申請                          | 令和8年4月13日(月曜日)から申請することができます。(土、日、休祝日除く)<br><b>※予算枠の上限に達した時点で、受付を終了します。</b>   |
| 対象の建物<br>(全ての条件を<br>満たす空き家) | ①空家特措法第2条第2項に規定する特定空家等であること。<br>※ただし、同法第22条第3項の規定による命令を受けた特定空家等は除く。<br>②個人が所有する戸建て住宅であること。<br>③公共事業等による補償の対象となっていないこと。<br>④補助対象空家を除却することに関し、全ての所有者の同意を得ていること。<br>※当該補助対象空家が共有名義の場合に限る。 |
| 対象者<br>(全ての条件を<br>満たす方)     | ①補助対象空家の所有者又は法定相続人<br>※空家が共有名義、相続人が複数の場合、全員の同意書が必要です。<br>②市税の滞納がない方<br>③暴力団員等でない方  |
| 対象工事<br>(全ての条件を<br>満たす工事)   | ①補助金の交付決定後に工事請負契約を締結した工事であること<br>②施工業者が行う工事であること<br>③補助対象空家の敷地内の建築物又はこれに附属する工作物の一部のみを除却する<br>工事でないこと。<br>④令和9年1月31日までに完了する工事であること  |
| 補助金額                        | <b>最大50万円</b> (補助対象工事費の2分の1)<br>補助対象工事費が100万円以上の場合の補助金額は50万円、除却工事費が100<br>万円未満の場合の補助額は補助対象工事費の2分の1(千円未満は切り捨て)です。   |
| 注意点                         | <b>補助金の交付を受けるには、工事の着手前に申請手続きが必要です。</b><br>※申請書は、富里市ホームページからもダウンロードできます。  |

## 【お問い合わせ・申請先】

〒286-0292 富里市七栄6 5 2 番地 1

富里市 都市計画課 宅地建築班 (0476-93-5148)

# 富里市危険空家撤去工事費補助金フロー



## ※ 1 交付申請

- 補助対象空家の位置を表示した地図
- 所有者を確認することができる書類
- 法定相続人等が申請する場合には、建物所有者と法定相続人等の相続関係が分かる書類
- 補助対象空家の現況の写真
- 補助対象工事の見積書（内訳明細の分かるもの）の写し
- 補助対象事業を行う事業者の建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録を受けた通知の写し
- 除却工事の工事計画書
- 第4条第1項第1号ただし書又は同項第2号ただし書に該当する場合には、同意書（別記第4号様式）
- 誓約書兼同意書（別記第5号様式）
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※ 空家調査申請にあたり、既に提出している書類があるときは、省略可。

## ※ 2 実績報告

- 補助対象工事の請負契約書の写し
- 補助対象工事に係る請求書及び領収書の写し
- 補助対象工事の施工前、施工中及び施工後の写真
- 除却工事に伴い発生した廃棄物の処理に関する処分報告書
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類